井戸水を飲用する皆様へ

八幡市上下水道部上水道課

井戸水は、有害な物質の地下浸透や井戸等の管理が不十分なことにより汚染される可能性があります。飲用井戸の衛生確保は、設置者等が自ら責任を持って実施していただくことになりますので、以下のことに気を付けて適正な管理に努めてください。

飲用井戸の設置について

・飲用井戸を設置する際には、市に「飲用井戸設置届書」を提出して下さい。

井戸の衛生管理について

- ・井戸及びその周辺にみだりに人や動物が立ち入らないように適切な措置 を行いましょう。
- ・井戸やその周辺を定期的に点検し、清潔に保持するよう努めましょう。
- ・井戸を新たに設置したときは、水道法の水質基準全項目に準じた水質検査を行い、水質を確認してから飲用するようにしてください。

水質検査について

- ・定期的(1年に1回以上)に水質検査を受けましょう。
- •日頃から水の色、濁り、味、臭い等に気を付けましょう。
- ・異常があれば、飲用を中止し、必要な水質検査を行いましょう。
- ・水質検査は水道法に基づく地方公共団体の機関又は国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた検査機関に依頼しましょう。

主な 検査項目 一般細菌、大腸菌、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、塩化物イオン、有機物(全有機炭素(TOC)の量)、pH値、味、臭気、色度及び濁度並びにトリクロロエチレン及びテトラクロロエチレン等に代表される有機溶剤その他水質基準の項目の内周辺水質検査結果等から判断して必要となる事項

クロスコネクション

水道水と井戸水がクロスコネクションとならないよう施工してください。

◎クロスコネクション(誤接続)とは

水道水を給水する「給水管」と、井戸水などの「水道以外の管」が直接 接続されていることをクロスコネクションといいます。

公共井戸について

飲用井戸のうち、「官公署、学校、病院、工場、事業場、社会福利施設等で飲食に使用する井戸、飲食料品工場、旅館、料理飲食店等で営業用飲食物に使用する井戸その他不定期に多人数が使用する井戸、10世帯以上が共同で使用する井戸は京都府公共井戸取締条例に該当しますので、京都府山城北保健所衛生課にお問合せください。

汚染が判明したときは

井戸水が人の健康を害する恐れが判明したときは、直ちに市へ連絡するとともに、山城北保健所へ連絡してください。

山城北保健所衛生課 0774-21-2198

飲用井戸に関する相談は、上水道課へ

お問い合わせ先

八幡市上下水道部上水道課 075-983-5328